

会 員 各 位

平成 31 年 3 月開催の自動車税預かり保証金の取り扱いについて

毎々、JU 岐阜・羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

下記の通り、平成 31 年 3 月開催に限り、自動車税預かり保証金の取り扱いを変更させていただきますので各位におかれましては、ご一読・ご理解の上、セリにご参加くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

開 催 日	書類・名変期限 リスト記入ある 場合の最短期限	預かり保証金	
		普通車	軽自動車
3 月 2 日 第 1693 回	4 月末日迄 最短 3 月末日	平成 31 年度 1 年分の預かり 移転登録の場合 3 月登録・・・全額落札店様へ返金 4 月登録・・・全額出品店様へ支払 抹消登録の場合 3 月抹消・・・全額落札店様へ返金 4 月抹消・・・1 ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	平成 31 年度軽自動車税 相当額の預かり（下表） 3 月登録の場合 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金 4 月登録の場合 31 年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3 月 9 日 第 1694 回	4 月末日迄 最短 4 月 9 日		
3 月 16 日 第 1695 回	4 月末日迄 最短 4 月 16 日		
3 月 23 日 第 1696 回	4 月末日迄 最短 4 月 23 日		
3 月 30 日 第 1697 回	4 月末日迄		

【 出品店様へ 】

- ・ **3 月開催は 4 月末日までの書類有効期限をお願い致します。**（リスト記載がある場合を除きます。）
- ・ リスト記入により書類有効期限が通常より短い場合は、お早めの書類提出をお願い致します。
- ・ **車検残の短い車輛は抹消の上ご出品下さい。**

【 落札店様へ 】

- ・ 3 月 2 日開催（第 1693 回 AA）において、リスト記入の書類期限が 3 月末日までの場合は、必ず 3 月中名変をお願い致します。又、名義変更の結果報告は 4 月 2 日迄に行ってください。
- ・ 名変結果報告期限内に結果報告が未着の車両は、JU 岐阜にて現在登録証明をあげさせていただきます。（費用は落札店負担となります。）
- ・ 軽自動車の名変結果報告が提出期限を過ぎた場合はペナルティ 1 万円を後日請求させていただきます。
- ・ 預かり自動車税は、グリーン化税制分も含めて暫定的な金額となります。
名変結果受領後、後日再精算させていただく場合がございます。

【 平成 31 年度軽自動車税相当額（自家用） 】

	初年度登録		
	H18.3.31 以前 （重課税）	H18.4.1 ~ H27.3.31 （旧標準課税）	H27.4.1 以降 （新標準課税）
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地

株式会社JU岐阜羽島オートオークション

TEL 058-398-5100（代）